

K u r o b e F O O T B A L L C L U B 加入説明資料

2001年10月、総合型地域スポーツクラブの育成を目指して黒部市内初の中学生クラブチーム「K u r o b e F C」が設立されました。

本クラブは、経験豊富な有資格スタッフの丁寧な指導により、競技力の向上とスポーツが好きな青少年の健全育成を目指し、日々練習に励んでおります。

1 . 練習日程及び場所について

- 日 程：練習日・・・火・木(※土日・祝祭日試合等あり)
時 間・・・平日：19:00～21:00／土日祝：都度連絡
- 場 所：黒部市立清明中学校グラウンド及び体育館、桜井高校体育館
入善陸上競技場、荒俣芝生広場、宮野陸上競技場、黒部川河川敷（天然芝）
にかわスポーツドーム、入善わくわくドーム（屋内人工芝）

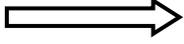
2 . 月会費について

- ① 登録された金融機関の口座より、年4回（4月、7月、10月、1月の27日）、3ヶ月分として一人あたり18,000円を自動引落しします。
- ② 退会に伴う月会費につきましては、退会された月までとし、残りの月会費については返金します。

3 . 保護者の皆様に対するお願い

- ① 本クラブの活動は、学校部活動等の活動とは一切関係ございませんので、送迎等につきましては保護者の責任において行って下さい。
- ② 持ち物につきましては、必ず名前を明記して下さい(レガース・水筒の忘れ物が目立ちます)。
- ③ 練習に必要な物や不必要なお金は持たせないようにして下さい。
- ④ 練習を嫌がるような場合は、スタッフにご相談下さい。
- ⑤ 本クラブに対するご意見等ございましたら、遠慮なくお申し出下さい。

4 . 入会申し込みについて

- 1) 右記QRコードをスマートフォンで読み取って下さい。 
 - 2) Google フォームの「入会申込」に進みます。
 - 3) 各項目をご記入いただき、申し込みが完了いたします。
 - 4) 申し込み後に入力データが自動返信され完了となります。
- ※QRコードが読み取れない等、ご不明な点がございましたら、事務局までご連絡下さい。



- ①選手募集25名程度（FP22名、GK3名）
- ②申込締切は、1次申込締切12月30日、2次申込締切1月30日となります。
- ③2月以降は入会状況により、別途ご案内致します。
- ④口座振替依頼書については2月末までにクラブスタッフへ提出して下さい。
- ⑤ユニホームサイズの入力フォームは入会申込後、2月に連絡させて頂きます。
- ⑥11月より通常練習への体験も行っております。予定については、ホームページのスケジュールよりご覧下さい。

【事務局】 kurobefc.u15@gmail.com



K u r o b e F C 会 員 規 約

(名称・所在地)

第1条 本クラブは、K u r o b e F C (以下FCという)と称し、事務局を富山県黒部市中新72-25に置く。

(目 的)

第2条 本FCは、サッカーを通じて青少年の心身の健全な育成を図り、あわせて地域におけるスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(構 成)

第3条 本FCは、中学1年生から中学3年生の会員で構成する。

(入会資格)

第4条 本FCに入会できる者は、本FCが入会を適当と認めた者で、かつ本人の保護者が本FCの活動の趣旨に、賛同した者とする。

(入会手続)

第5条 入会希望者は、「入団申込フォーム」より申込を行い、「預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、本FC事務局へ提出する。

(月会費)

第6条 月会費は、年4回(4・7・10・1月)の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に3ヶ月分として

登録された金融機関の口座より自動引落する。

(1) 月会費の額は、6,000円とする。

(2) 一旦納入した月会費は、理由の如何を問わず返還しない。但し、本FC事務局が認めた場合、その限りではない。

(3) 兄弟(姉妹)で同時期入会の場合は、第2子以降の会費を半額とする。

(活動期間)

第7条 本FCの活動期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(1) 各コースの活動日は、別に定める。

(指導方法)

第8条 本FCは、サッカーの技術、戦術を会員の個性及び年齢に応じて一貫して理解、習得させることを指導方針とする。

(遵 守)

第9条 会員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 本規約及び指導者の指示に従うこと。

(2) 会員については、他のサッカーチームへの二重登録をしないこと。

(退 会)

第10条 退会する場合は、本FC事務局に退会理由の連絡をし、受理されなければならない。

(除 名)

第11条 本FCは、本規約に違反、又は本FCの名誉を著しく損なう等、会員としてふさわしくないと本FCが判断した者をいつでも除名することができる。

(保 険)

第12条 会員は、入会と同時にスポーツ傷害保険に加入する。加入手続きは本FCが行う。

(負傷事の処置)

第13条 会員が、練習時又は試合時に負傷した場合は、本FCが応急処置を行う。但し、その後の治療、入院通院等については、本FCは責任を負わない。

(事故等)

第14条 本FCの諸規則や指導者の指示に従わないで起きた事故、盗難等については、本FCは一切責任を負わない。

(付 則)

第15条 本FCは、必要に応じていつでも本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項についての細則を定めることができる。本規約は、2001年9月29日に施行する。

(改正記録: 2006年4月1日、2013年2月22日、2014年11月29日、2016年12月26日、2020年1月27日、2021年11月17日、2022年11月7日、2023年9月21日)

KUROBE FOOTBALL CLUB U-15

代表兼監督 堤 健吾

090-2831-4373

kurobefc.u15@gmail.com

http://kurobefc.com/

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせ下さい。

